

大阪市福島区社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、大阪市福島区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、本会の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、報酬を支給しない。

（退職手当）

第3条 役員等には、退職手当を支給しない。

（旅費）

第4条 役員等が本会の業務に関し出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。この場合の旅費の額は、本会旅費支給規則による。

（公表）

第5条 本会は、この規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。